

「重点事項推進委員会用資料（雇用・就労分野）」  
～ 理容師及び美容師資格制度 公開討論 論点項目～

平成 20 年 11 月 27 日

規 制 改 革 会 議

(1) 不適切な施業を取り締る仕組みの改善について

不適切な施業の取締りを促進するために、理容師及び美容師がその氏名及び資格等を利用者等に明示する仕組みを導入するべきではないか。

- 現状では、無資格者による施術等が行われないよう、保健所の指導・検査や業界団体による適正化努力が行われているが、適正に取締りが行われているか疑問がある。
- 理容師及び美容師がその氏名及び資格等を利用者等に明示する仕組みを導入し、利用者及び取締り機関等が、無資格者等による不適切な施業を容易に把握できるようにすることで、取締りが促進される。

(2) 理容所及び美容所の重複届出の容認について

理容師及び美容師両資格保有者のみが勤務する施設について、現行では認められていない理容所・美容所両方の施設としての重複届出を認めるべきではないか。

- 利用者にとって、理容（頭髪の刈り込み、顔そり等の方法により、容姿を整えること）と美容（パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること）の境はなくなる方向にあるが、1つの施設で理容と美容の両方の施術を許さない運用が行われているため、利用者の利便性が損なわれている。
- 理容所又は美容所の開設に当たって法令に規定された手続きは、所定の事項を届け出て、所定の措置（常に清潔に保つこと等）を講ずるに適する旨の確認を受けることである。理容所と美容所は異なる店舗での営業を前提にした制度として法制化さ

れたとの理由により、理容所と美容所両方の重複届出を認めない運用が長年行われてきたが、その運用が許されるかは法令上疑義がある。

**(3) 基本的なカット技術に特化した資格の創設について**

理容師及び美容師に共通する衛生の確保及び基本的なカット技術に特化した資格を新設すべきではないか

- カットサービスの提供のみを求める消費者のニーズが顕在化しているにも関わらず、現行の制度では、それに不要な技術を含む理容師又は美容師資格を取得する必要があり、負担が大きい。
- 理容師資格者が美容所においてカットサービスのみを提供することも許されないなど、効率的な人員配置が難しい。
- 基本的なカット技術に特化した資格を創設することにより、意欲を有する者が就労する機会が拡大するなど、サービス提供が増加し、利用者の利便性が向上する。

以 上